

名古屋市告示第137号

名古屋市科学館の観覧料の収納事務の委託について

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6年政令第12号）附則第 2 条第 1項の規定に基づき、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項に定めるところにより、次のように使用料の収納事務を委託しましたので告示します。

令和 8年 3月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 委託した相手方

東京都品川区東品川二丁目 3番11号

株式会社 J T B

代表取締役 社長執行役員 山北 栄二郎

2 収納委託した使用料

名古屋市科学館条例施行規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第 3号）

第12条に規定する観覧券付クーポンを発行する場合の観覧料

3 委託期間

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

名古屋市教育委員会科学館総務課